

ー特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律ー
「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」認定申請に関する申請要領

【5G情報通信システム（法第2条第1項第1号）関係】

目次

1.	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の概要	1
（1）	制度の概要	1
（2）	制度利用のポイント	2
（3）	本制度の対象となる事業者	2
（4）	支援措置の対象	6
（5）	税制措置適用までの流れ	7
2.	手続方法	9
（1）	申請書の作成	9
（2）	開発供給計画の申請	9
（3）	認定開発供給計画の変更申請	10
3.	開発供給計画に関する申請窓口	11
4.	申請書の記載方法	12
（1）	特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書	12
（2）	認定開発供給計画の変更申請書	22
（3）	認定開発供給計画の軽微な変更の届出書	23
（4）	認定開発供給計画の実施状況報告書	24
参考 1.	各種様式	25
（1）	特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書	25
（2）	認定開発供給計画の変更申請書	30
（3）	認定開発供給計画の軽微な変更の届出書	31
（4）	認定開発供給計画の実施状況報告書	32
参考 2.	関係法令抜粋	33
（1）	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律	33
（2）	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令	38
（3）	総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則	39
（4）	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針	43

1. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の概要

(1) 制度の概要

「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（以下「開発供給計画」という。）」及び「特定高度情報通信技術活用システム導入計画（以下「導入計画」という。）」は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、特定高度情報通信技術活用システム¹の開発供給及び導入（以下「開発供給等」という。）が、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることにより、特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性の向上を図ること等を目的として策定するものです。

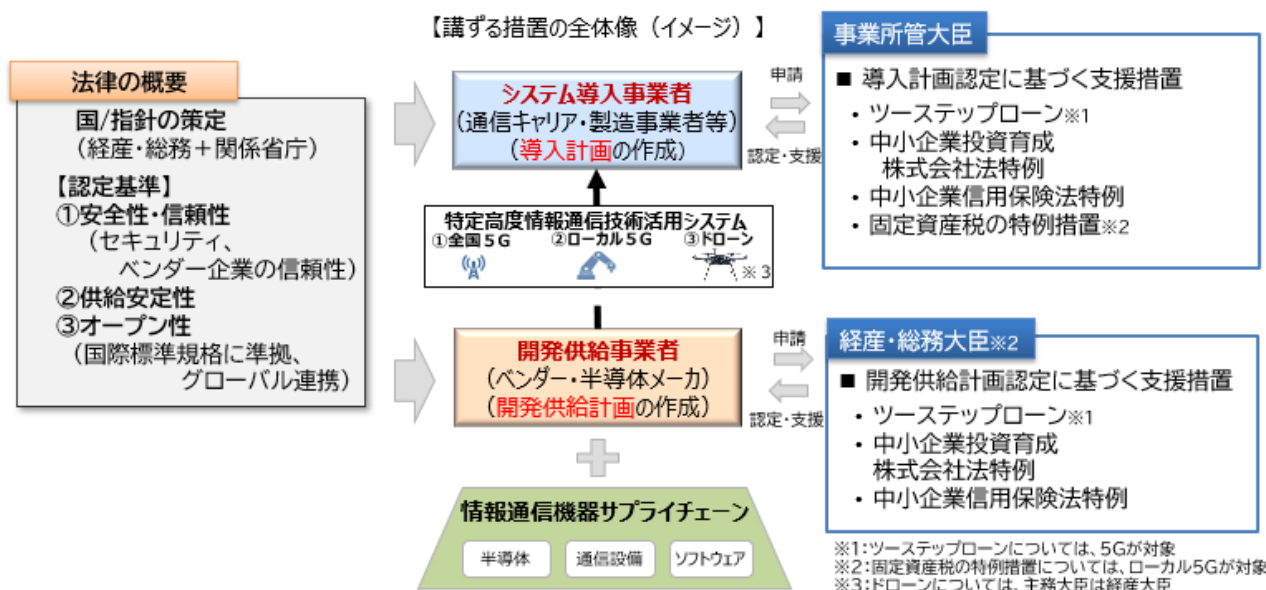
開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、金融支援措置として、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）や中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫（中小企業）の貸付を受けられます。

また、ローカル5Gの無線局のうち、地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして、主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるものであり、所要の手続の上電波法に基づく無線局免許を付与された場合、認定された導入計画（以下「認定導入計画」という。）に基づき新たに取得した一定の設備については、固定資産税の特例措置の適用を受けることができます（適用対象は令和9年3月末までに新たに取得した設備）。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の概要

背景

- 我が国における産業基盤を構築することの重要性も踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するための措置を講ずることにより、サイバーセキュリティ等を確保しつつ特定高度情報通信技術活用システムの普及を図る必要。



¹ 特定高度情報通信技術活用システムとは、「5G情報通信システム」「ドローン活用システム」など、高度な情報通信技術を活用したシステムのことをいいます。

（２） 制度利用のポイント

【ポイント１】計画実行のための税制措置をご用意

認定導入計画に基づき取得したローカル５Ｇシステムに係る一定の設備について、固定資産税の特例措置を受けることができます。本税制措置は、資本金規模を問わず、ご活用いただくことができます。なお、詳細については地方税法をご確認ください。

○固定資産税^{2,3} : 課税標準 １／２（取得後３年間）

【ポイント２】計画実行のための金融支援措置をご用意

開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、下記の金融支援措置を受けることができます。なお、各支援措置の具体的な制度概要や要件は次項をご確認ください。

- 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 中小企業信用保険法の特例
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業）の貸付

（３） 本制度の対象となる事業者

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行おうとする事業者は、開発供給計画や導入計画を作成し、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針」（令和２年総務省・財務省・経済産業省告示第１号）に定める要件等を満たすことで、認定を受けることができます。

開発供給等に係る計画を作成して認定を受けた場合は、次の措置を受けることができます。

① 税制措置

ローカル５Ｇ無線局の免許人で地方税法附則第１５条第３８項に規定する認定導入事業者に該当する者が、認定導入計画に記載された適用対象設備を取得等した場合、税制措置を受けることができます。なお、認定導入計画に従って実施されるローカル５Ｇシステムの導入について、「地方税法附則第１５条第３８項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準」（令和７年総務省告示第１２８号）に定める基準（下記のいずれにも該当すること。）に適合することについて総務大臣の確認を受けることが必要です。なお、令和７年３月末までに認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入については、令和７年３月末以前の基準が適用されます。

² 固定資産税の特例措置の適用にあたっては、「主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるもので、取得価額の合計額が２億円以下のものに限る」との要件が設定されています。

³ ローカル５Ｇの無線局のうち、実施する事業について地方公共団体に情報提供を行った上で電波法に基づく無線局免許を付与された場合に限りします。

- 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システム（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等の交付を受けて導入したものを除く。）であること。
- 当該特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有しているものであること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者⁴との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。
- 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和2年総務省・経済産業省令第2号）第2条第2号に規定するローカル5Gシステムを導入する場合にあっては、導入を行う当該ローカル5Gシステムの主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第9号の2に規定するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスをいう。）を提供するものであること。

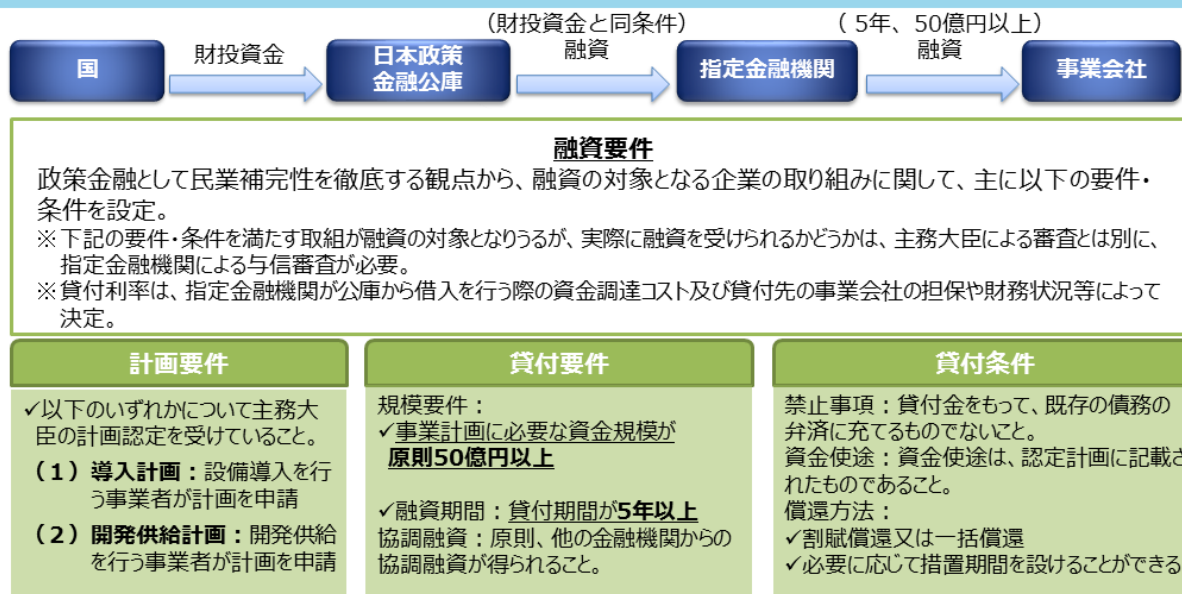
②金融支援措置

開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）や中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫（中小企業）の貸付といった金融支援措置を受けることが出来ます。具体的な制度概要や要件は次ページ及び次々ページをご確認ください。

⁴ 5Gシステムの開発供給を行う事業者に限ります。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給・導入に係るツーステップローン制度

- 指定金融機関が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を行う事業者に対し、長期・低利の融資を実施。
- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給・導入には、相当規模の設備投資が必要であることに加え、回収に相応の期間を要する事業であり、民間金融機関のみでは資金需要に十分に対応することは困難である。
- そのため、融資制度により民間金融機関の補完を行い、長期安定的な資金を確保することが必要。



中小企業投資育成株式会社法の特例

- 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的とする、政策実施機関。
- 中小企業投資育成株式会社の新規投資の対象は、資本金が3億円以下の株式会社に限定されているところ、特定高度情報通信技術活用システムの計画認定を受けた事業者であれば、資本金が3億円以上の株式会社であっても新規投資の対象となるような特例措置を講ずる。

【中小企業投資育成株式会社法の特例措置】

■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業及び
- ② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

■ 特例措置の内容

対象の事業者が、

- ① 資本金が3億円を超える株式会社を設立する場合
 - ② 資本金が既に3億円を超えている株式会社である中小企業者が株式等を発行する場合
- に、中小企業投資育成株式会社による、以下の直接投資支援の対象とする。

- 株式会社の設立に際し発行される株式の引受け及び保有
- 増資に際して発行される株式の引受け及び保有
- 新株予約権の引受け及び保有
- 新株予約権付社債の引受け及び保有

中小企業信用保険法の特例

- 計画認定を受けた中小企業者が、民間金融機関を利用して信用保証付き融資を受ける際、中小企業信用保険法の特例により、一般枠とは別枠の保証等を措置

【中小企業信用保険法の特例措置】

■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業
又は
② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

■ 特例措置の内容

○ 付保限度額

保険の種類	通常適用される付補限度額	本法の特例措置によって適用される付保限度額
普通保険	2億円	左記とは別に2億円 (左記と併せて合計4億円まで)
無担保保険	8000万円	左記とは別に8000万円 (左記と併せて合計1億6000万円まで)
特別小口保険	2000万円	左記とは別に2000万円 (左記と併せて合計4000万円まで)

○ 保険料の特例

信用保険法の特例により借入時の信用保証料をリスク区分に関わらず一律料率とする。
(信用保証料は各信用保証協会所定)

日本政策金融公庫の特別貸付

- 計画認定を受けた中小企業者が、認定を受けた計画に沿って開発供給や導入を行う際の設備導入資金等について、日本政策金融公庫から融資を受けられる金融支援制度を措置。

【日本政策金融公庫の特別貸付】

■ 貸付対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業
又は
② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

■ 資金使途

認定を受けた計画に基づき行われる5Gシステムやドローンシステムの開発供給・導入に必要な設備導入等

■ 主な貸付条件

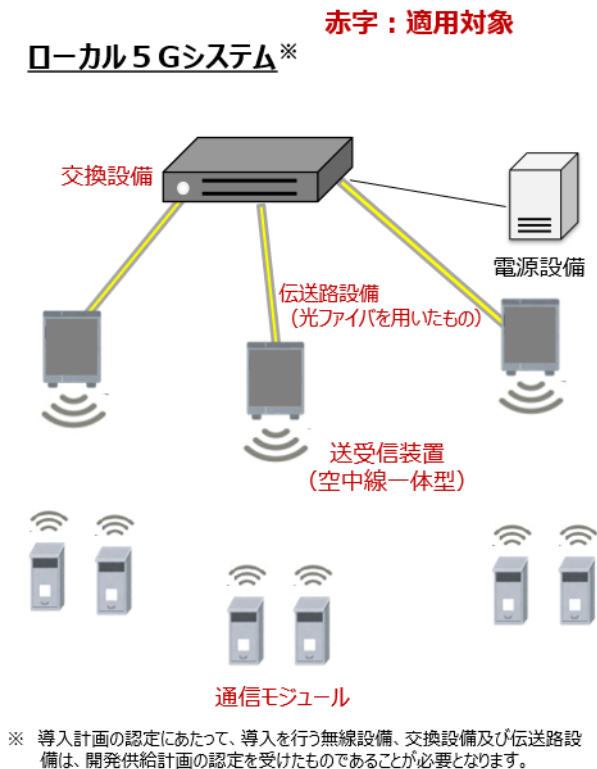
貸付限度額	中小企業事業：7億2000万円(うち運転資金2億5000万円)
貸付利率 (特別利率③)	基準利率▲0.90% (下限は0.30%)
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内(うち2年以内)、 運転資金 7年以内(うち2年以内)

(4) 支援措置の対象

①税制措置

導入計画の認定を受けたローカル5Gシステムを構成する設備のうち、税制措置の適用対象となるのは、ローカル5Gシステムを構成する上で重要な役割を果たす次の設備⁵となります。

税制措置の適用対象設備(イメージ)



- ✓ ローカル5G基地局の無線設備
(例：送受信装置)
- ✓ 自営等BWAの基地局の無線設備※¹
- ✓ 交換設備（オンプレミス型※²のみ）
- ✓ 伝送路設備※³
(光ファイバを用いたもののみ)
- ✓ 陸上移動局の無線設備
(通信モジュールのみ)

- ※¹ ローカル5Gシステムの制御信号の送受信のために用いられるものに
限ります。
- ※² 本税制においては、単独のローカル5G免許に使用される交換設備
をオンプレミス型の交換設備とし、複数のローカル5G免許に使用さ
れる交換設備をクラウド型の交換設備としています。(ただし、一団
の土地において複数のローカル5G免許が存在する場合はオンプレミ
ス型の交換設備として扱います。)
- ※³ 専ら交換設備と基地局間の通信に使用するものに限ります。

②金融支援措置

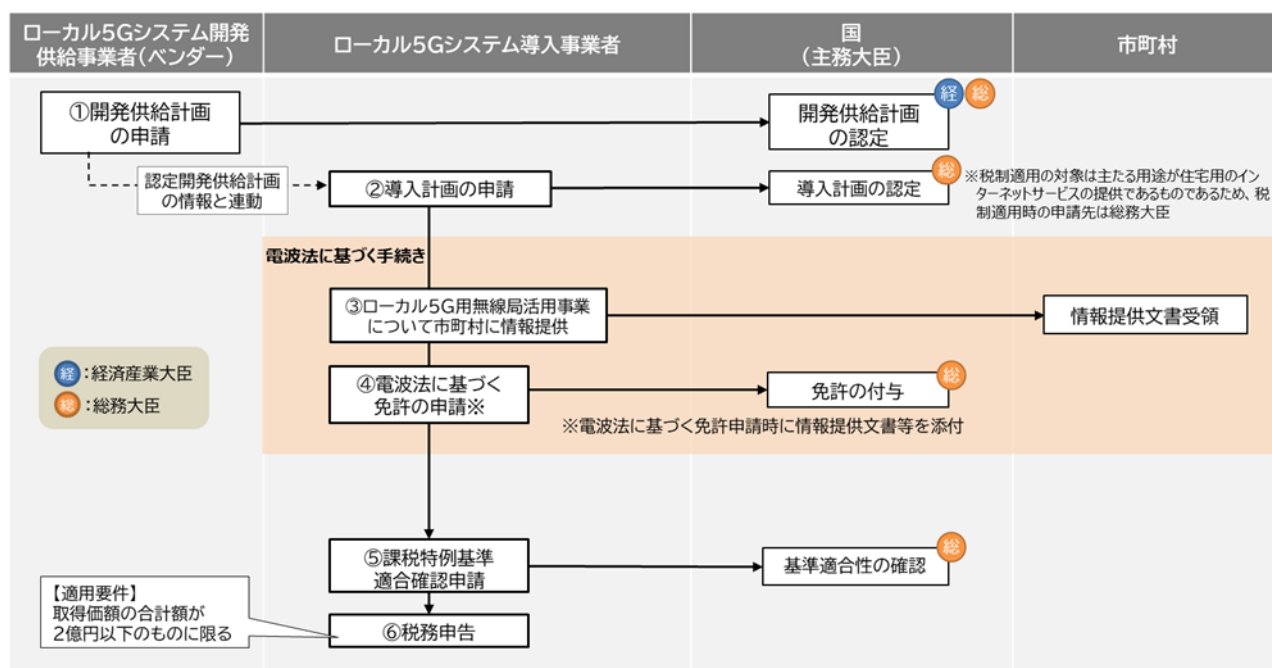
- 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）：開発供給計画や導入計画の認定を受けた事業者に対するツーステップローン制度を新設
- 中小企業投資育成株式会社法の特例：開発供給計画や導入計画の認定を受けた事業者であれば、資本金が3億円以上の株式会社であっても制度の対象となるような特例措置
- 中小企業信用保険法の特例：開発供給計画や導入計画の認定を受けた中小企業者が、民間金融機関を利用して信用保証付き融資を受ける際、中小企業信用保険法の特例により一般枠とは別枠の保証等を措置
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業）の貸付：開発供給計画や導入計画の認定に基づき行われる5Gシステムやドローンシステムの開発供給・導入に必要な設備導入等

※金融支援措置を受けるためには、計画認定を受けた後に各金融機関等に相談ください。

⁵ 「地方税法附則第15条第38項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの」(令和7年総務省告示第129号)に規定されています。

（５） 税制措置適用までの流れ

税制措置の適用を受けるにあたっては、下記のとおり開発供給事業者やローカル５Ｇシステム導入事業者がそれぞれ手続を行っていただく必要があります。令和７年度から税制適用の対象は主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるローカル５Ｇシステムとなりますので、ご注意下さい。



① 開発供給計画の申請

ローカル５Ｇシステムの開発供給を行おうとする事業者（開発供給事業者）は、単独で又は共同して、その実施しようとするローカル５Ｇシステムの開発供給に関する計画を作成し、総務省及び経済産業省に提出することで、その認定を受けることができます。

② 導入計画の申請

ローカル５Ｇシステムの導入を行おうとする事業者（システム導入事業者）は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画を作成し、総務省に提出することで、その認定を受けることができます。なお、金融支援措置を受ける場合は、システムの利用目的に応じた事業所管省庁に提出することで、認定を受けることができます。

- 導入計画の認定にあたっては、開発供給計画の認定を受けたシステムの導入であることが原則となります。
- 税制措置の適用を受けるにあたっては、ローカル５Ｇ用無線局の開設について、電波法に基づく免許を受けることが必要となります。導入計画の申請及び認定に当たっては、それまでに免許が交付されていることは要しませんが、導入する無線設備の電波法関係法令への適合

性、予定の事業実施区域での周波数の割当ての可能性等については、あらかじめ管轄する総合通信局等にご相談ください。

③ ローカル5 G用無線局活用事業に関する市町村への情報提供

地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるローカル5 Gの無線局を開設する場合は、事業実施区域が含まれる市町村へ実施しようとする事業の内容を情報提供する必要があります。

④ 免許の申請

全国5 Gまたはローカル5 Gの無線局を開設するにあたっては、電波法第4条に基づき、総務大臣（管轄の総合通信局等）の免許を受ける必要があります。

- 固定資産税の特例措置の適用にあたっては、電波法に基づく無線局免許申請時に、③の情報提供文書、認定導入計画及び導入計画認定書のコピーの添付が必要となります。

⑤ 課税特例基準適合確認申請

税制措置の適用を受けるにあたっては、認定導入計画に従って導入したローカル5 Gシステムが、特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものであるとして、総務省の確認を受ける必要があります。

- 対象設備の取得後、税務申告までの間に、総務省に申請し、確認書の交付を受けてください。
- 確認書の交付が税務申告までに間に合わないことにより課税の特例が適用できない場合もありますので、確認申請は余裕をもって行ってください。申請から確認書の交付までは1か月程度見込んでおくようお願いします。

⑥ 税務申告

⑤で課税特例の基準に適合すると認められた場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

税制上の優遇措置の適用を受けるためには、償却資産申告書等に⑤で取得した確認書の写しを添付する必要があります。

なお、本申請要領の対象は①に関する手続です。

2. 手続方法

(1) 申請書の作成

申請書様式類は以下の URL からダウンロードできます。

開発供給計画

総務省 HP : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

経済産業省 HP : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/5g_drone.html

【申請書作成上のポイント】

- ★1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針に照らし、安全性・信頼性、供給安定性、オープン性が適切に確保されていること。
- ★2 5Gシステムの開発供給等が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ★3 申請書の作成にあたっては、必ず「4. 申請書の記載方法」をご覧ください。

(2) 開発供給計画の申請

開発供給計画の認定を受ける場合は、以下の手続に従って申請を行ってください。

- ① 申請書（様式第一）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類（4. 申請書の記載方法を確認ください）とともに、総務省又は経済産業省に、申請書類を郵送または直接提出してください。
- ② 申請に係る開発供給計画が認定の要件に適合すると認められる場合は、申請書類を提出してから通常1か月以内（追加提出書類がない場合）に総務大臣及び経済産業大臣が共同認定を行い、申請者に対して認定書（様式第二）が交付されます。また、認定後に申請者の名称や開発供給計画の概要が公表されます。
- ③ 申請単位、対象
開発供給計画の申請単位は、全国5G、ローカル5Gの別にそれぞれ④対象設備に記載の「各設備単位」又は「設備の組合せ」です。
- ④ 対象設備：開発供給計画の対象設備は以下のとおりです。
 - 全国5Gの場合：5G方式基地局設備（CU、DU、RU）及び交換設備並びに、これらの設備と一体として運用されるアンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備
 - ローカル5Gの場合：特定基地局以外の5G方式基地局設備及び交換設備並びに、これらの設備と一体として運用される自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備（光ファイバ）、5G方式陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

【申請書類】⁶

- 申請書（様式第一）
- 添付書類（4. 申請書の記載方法を確認ください）
- 返信用封筒⁷（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

（3） 認定開発供給計画の変更申請

認定を受けた開発供給計画を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければなりません。特に、認定を受けた計画に記載された設備の変更・追加等は軽微な変更には該当しませんので、必ず変更申請を行ってください。

一方で、法第7条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた申請書の趣旨を変えないような軽微な変更について、変更申請は不要です。この場合は、変更後速やかに軽微な変更の届出書（様式第五）の提出を行ってください。

変更申請が必要な変更の例	変更申請が不要な変更の例
○特定高度情報通信技術活用システムの種別追加 ○事業概要の変更 など	○設備名称の変更 ○代表者の変更、連絡先担当者の変更 など

軽微な変更該当するか判断がつかない場合は、計画の認定を受けた事業所管省庁にご確認ください。

【申請書類】¹⁶

- 変更申請書（様式第六）
- 認定を受けた計画の写し
- 返信用封筒¹⁷（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

⁶ ここに記載した書類のほか、当該申請に係る計画が認定の要件を満たしていることを確認するために、主務大臣が書類の提出を求めることがあります。

⁷ A4 の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが返送可能な金額）を貼付。ただし、認定書を窓口まで直接受け取りに来る場合は不要です。

3. 開発供給計画に関する申請窓口

【担当窓口】

	全国 5 G システム	ローカル 5 G システム
開発供給計画	総務省情報流通行政局デジタル経済推進室 TEL : 03-5253-5857 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 経済産業省商務情報政策局情報産業課 TEL : 03-3501-6944 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1	

※ どちらかに申請すれば、両方の省へ申請したものとみなします。

4. 申請書の記載方法

(1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

様式第一（第4条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

② 主務大臣 名 殿	① 年 月 日 ③ 住 所 名 称 代表者の氏名
--	---

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____
代表者名（事業者が法人の場合） _____
資本金の額又は出資の総額 _____
常時使用する従業員の数 _____

④ 法人番号 _____

⑤ 日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 _____

⑥ 担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等） _____

⑦ 2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給段階 開発段階 ・ 供給段階

⑧ 3 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請の対象となる見込みの有無 有 ・ 無

⑨ 4 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標

⑤ 日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号は、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類の名称と番号（2桁）を記載してください。（二以上に該当する場合は、主たる分類から順に記載してください。）

（例：「情報通信機械器具製造業 30」、「機械器具卸売業 54」、「機械等修理業 90」）

⑥ 本計画の記載に関する問合せをさせていただくこともありますので、必ず連絡の取れる連絡先を記載してください。

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 総務大臣及び経済産業大臣を連名で記載してください。

③ 申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。
代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 法人番号は商業登記簿謄本に記載の会社法人等番号ではなく、13桁の法人番号を記載してください。（ハイフン不要）。個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

⑦ 開発供給を行うシステムについて、開発段階又は供給段階の別を記入ください。なお、開発段階のシステムであって、認定申請書の記載内容に変更が生じた場合は、供給前に認定開発供給計画の変更申請又は軽微な変更の届出が必要になります。

⑧ 地方税法附則第15条第38項に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請の対象となる見込みの有無について、可能な範囲で、導入予定事業者に確認の上、記載してください。

⑨ 新事業創出・事業革新による社会課題解決等、5Gシステムの開発供給によって実現しようとする目標を、後述の5Gシステムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保という観点に留意しつつ、全国5G又はローカル5Gの別とあわせて記載してください。その際、開発供給を行うシステムの用途（移動携帯事業者向け、製造業工場向け、医療機関向け等）及び開発供給予定量、導入予定事業者についても、併せて記載してください。

5 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期

(1) 開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容
特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備等の詳細（一覧）

⑩	メーカー	種別（注1）	型番・型式	主な仕様等	通し番号

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国5Gシステムの開発供給を行う場合

ラジオユニットの電気通信設備、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備、セントラルユニットの電気通信設備、交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の付属設備

（ii）ローカル5Gシステムの開発供給を行う場合

特定基地局以外の基地局の無線設備、交換設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の付属設備

（注2）

（i）上記の記載については、今後、開発供給予定のシステムだけでなく、開発中のシステム及び既に開発が完了し供給を開始したシステムについても記載可能。

（ii）開発中のシステムであって、申請時に型番・型式が未定の場合は、型番・型式の欄は空欄とし、確定後遅滞なく、軽微な変更の届出書を提出すること。

⑩記載例は以下参照。

【全国5Gの場合】

メーカー	種別（注1）	型番・型式	主な仕様等	通し番号
A 株式会社	RU	A-111-222		1
B 株式会社	DU	B-333-444		2
A 株式会社	CU	C-555-666		3
A 株式会社	交換設備	D-777-888		4

※1 主な仕様等にはソフトウェアに係る内容を含めて記載すること。

※2 交換設備は、クラウド型、オンプレミス型の区分を明確に記載すること。

（主な仕様等の記載例）

RU：0-RAN 仕様による RU（Category A）部（空中線一体型に該当の有無、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲）。デジタル BF 以下の機能を実装。

DU：0-RAN 仕様による DU 部。リソースエレメントデマッピングからの機能、MAC、RLC を実装。

CU：0-RAN 仕様による CU 部。PDCP、RRC/SDAP を実装。

アンテナ：外付けの空中線（種別：アクティブフェーズドアレイアンテナ（平面型）、素子数：16）。

交換設備：小規模交換設備用プログラム。ユーザー管理（データ・接続管理等）、セキュリティ管理（認証、認証鍵の管理等）、移動管理（ユーザーの位置管理等）、システム全体の運用管理（輻輳管理等）機能を実装。

伝送路設備：交換設備と基地局を接続するための専用伝送路（光ファイバ（非零分散シフト・シングルモード型））。

（カタログ等の添付）

申請書には、種別毎に、開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付してください。

【ローカル 5 G の場合】

メーカー	種別（注 1）	型番・型式	主な仕様等	通し番号
C 株式会社	特定基地局以外の基地局の無線設備	E-999-000		1
D 株式会社	交換設備	F-111-222		2
C 株式会社	自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備	G-333-444		3

※ 1 主な仕様等にはソフトウェアに係る内容を含めて記載すること。

※ 2 交換設備は、クラウド型、オンプレミス型の区分を明確に記載すること。

（主な仕様等の記載例）

特定基地局以外の基地局の無線設備：RU 部（（空中線一体型に該当の有無、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲）。デジタル BF 以下の機能を実装。）、DU 部（リソースエレメントデマッピングからの機能、MAC、RLC を実装。）、CU 部（PDCP、RRC/SDAP を実装。）

交換設備：小規模交換設備用プログラム。端末管理（データ・接続管理等）、セキュリティ管理（認証、認証鍵の管理等）、移動管理（端末の位置管理等）、システム全体の運用管理（輻輳管理等）機能を実装。5 G 対応（又は 4 G 対応）。

自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備：発射可能な電波の型式及び周波数の範囲。

伝送路設備：交換設備と基地局を接続するための専用伝送路（光ファイバ（非零分散シフト・シングルモード型））。

陸上移動局の無線設備：発射可能な電波の型式及び周波数の範囲。SA 対応（又は NSA 対応）。

（カタログ等の添付）

申請書には、種別毎に、開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付してください。

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
②② 安全性・信頼性	開発供給を行うシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施（注3）	⑪
	開発供給したシステムの導入事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制の整備	⑫
	サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	⑬
	所有関係及びガバナンスの透明性の確保	⑭
	過去三年間の実績を含めた、国際的に受け入れられた基準の遵守（注4）	⑮ ☐ 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない。
	外国の法的環境等による開発供給の適切性への影響	⑯
供給安定性	サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画の整備	⑰
	保守及び管理の方針の整備	⑱
	事業継続計画の策定	⑲
	システムの開発供給に係る国内関係法令の遵守（注5）	⑳ ☐ システムの開発供給に係る国内関係法令（電波法「第三章 無線設備」に規定する技術基準等）を遵守する。
オープン性	マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性の確保	㉑

(注3) サイバーセキュリティを確保するための規程を添付すること。

(注4) 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない場合は、□にレ印を付けること。

(注5) システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

⑪～㉑ 記載要領は次ページ参照。

	記載要領
⑪	- サイバーセキュリティに関するリスクを経営リスクの一つとして位置付け、システムの開発供給に関わる、平常時及び非常時の責任体制及び関係者の役割分担を明確にしていること【体制、役割分担に関する説明資料】 - 開発供給を円滑かつ確実に行うために必要な事項を定めた運用規程等において、サイバーセキュリティに関する事項を定めていること【規程】 - サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること【配置している資格等保有者のリスト】 - P D C Aサイクルの循環により、継続的なサイバーセキュリティの水準の向上につながる仕組みを構築し、その有効化を図るため、次のいずれかを実施していること【ISO27001 認定書若しくはそれと同等のチェックを行ったことの証明】 ✓ サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、第三者認証（ISO 27001）を取得し、維持していること ✓ 定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合は、外部監査に準じた措置として組織内において講じるものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること - 開発供給を行うシステムについて、サイバー攻撃に対するリスク分析を実施し、リスクを認識した上で、当該リスクに応じた技術的及び組織的な脆弱性対策を実施すること【リスク分析の結果及びそれを踏まえた脆弱性対策の概要】 - その他、対策実施に当たって、「5G ネットワーク構築におけるセキュリティに関する対策等の留意点（令和元年度版）」（令和2年7月 第25回総務省サイバーセキュリティタスクフォース 資料）等を参考とすること。
⑫	- 脆弱性関連情報の取扱いについてのポリシーを策定、公表していること【脆弱性関連情報の取り扱いポリシー】 - 開発供給するシステムに使用するソフトウェア等の脆弱性情報を収集する体制を確保するとともに、調整機関と情報交換を行うための窓口を設置すること【体制及び窓口に関する説明資料】 - 開発供給を行うシステムに脆弱性が発見された場合、速やかに脆弱性検証を行うとともに、対策方法を作成する体制が整備されていること【脆弱性検証等の体制に関する説明資料】 - 脆弱性の概要や作成した対策方法を、当該システムの導入を行う者に速やかに通知するとともに、導入を行う者における脆弱性対策実施に必要な技術的情報を提供する体制が整備されていること【システムの導入者の脆弱性対策を支援するための体制に関する説明資料】
⑬	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）」並びに「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成三十一年総務省告示第二十四号）」及び「ローカル5G導入に関するガイドライン（令和元年十二月総務省策定）」に留意していること

	・ 導入事業者が意図しないシステムの変更や情報の窃取等が行われないよう、外部委託や他社製品の調達がある場合はそれも含めて、サプライチェーンリスク対応のために講じている対策を示すこと【サプライチェーンリスク対応のために講じている対策の説明資料】 ・ 開発供給を行うシステムの主要な構成要素（例：FPGA、AD/DA）に他社製品を使用している場合、サプライヤーリストを示すこと【主要構成要素のサプライヤーリスト】
⑭	・ 事業者の法人形態、所有関係を示すこと【有価証券報告書等、企業の所有関係を示す書類】 ・ コーポレートガバナンスに関する規程を策定し、必要な体制が整備されていることを示すこと【コーポレートガバナンスに関する規程、体制に関する説明資料】 ・ 国際的に受け入れられた会計基準に基づき財務諸表が作成され、公表されていること【財務諸表】
⑮	・ 申請事業者とそのサプライヤーが、過去3年間の実績を含めて、以下に例示するような国際的な基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む）に反する行動をとっていないこと ✓ 国連決議 ✓ 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約 等
⑯	・ 申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により開発供給の適切性が影響を受けない理由を示すこと【外国の法律等により、外国政府等から開発供給の適切性が影響を受けないことの説明資料】
⑰	・ 申請事業者やサプライヤーの開発供給の拠点、及びその供給能力を示すこと【開発供給拠点及びその供給能力に関する計画】 ・ 申請事業者およびサプライヤーの供給安定性に関するリスクをどのようにとらえて、どのように対応しているか ・ 開発供給を行うシステムの主要な構成要素（例：FPGA、AD/DA）に他社製品を使用している場合、サプライヤーリストを示すこと【主要構成要素のサプライヤーリスト】
⑱	・ 保守及び管理の方針を策定し、その概要を示すこと【保守・管理方針の概要】
⑲	・ 事業継続ガイドライン等に基づいてBCPを策定し、その概要を示すこと【BCPの概要】
⑳	・ 電波法「第三章 無線設備」に規定する技術基準を含む国内関係法令を遵守することとしていること
㉑	（全国5G） ・ 0-RAN アライアンスが定めるフロントホールインタフェース仕様（※1）に準拠するとともに、0-RAN アライアンスが定める相互接続試験（※2）を実施し、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていることを確認すること。【0-RAN アライアンスが定めるフロントホールインタフェース仕様に準拠していること、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていることを示す資料】 ※1 制御信号、ユーザデータ信号、同期信号等に関する仕様 0-RAN Fronthaul Control, User and Synchronization Plane Version 1.0 – March, 2019 以上 0-RAN Fronthaul Management Plane Version 1.0 – March, 2019 以上 0-RAN Fronthaul Yang Models Version 1.0 – March, 2019 以上 ※2 相互接続試験仕様

	0-RAN Fronthaul Interoperability Test Specification (IOT) Version 1.0 - October, 2019 以上 0-RAN アライアンスが定めるインタフェース仕様準拠していない場合は、以下①～③全てが確認できること ① 5 G 基地局のインタフェース仕様（eCPRI 等）に準拠していること【5 G 基地局のインタフェースが e-CPRI 等の標準仕様に準拠していることを示す資料】 ② マルチベンダー接続の実績（特に RU 部分）を有する機種であること【相互接続の確認を行った他のベンダーの基地局の型式や、相互接続確認の内容に関する資料】 ③ 国内キャリアにおけるマルチベンダー接続可能性が確認できること【全国 5 G 事業者がマルチベンダー接続・運用可能性の確認を行ったことを示す資料】 （ローカル 5 G） - 開発供給を行う 5 G 基地局と交換設備との間のインターフェースが 3 GPP 仕様に準拠していること【開発供給を行う 5 G 基地局と交換設備との間のインターフェースが 3 GPP 仕様に準拠していることを示す資料】
--	--

※⑪～⑲の欄中にある【】書きについては、それぞれ書類を添付すること。

⑳ ⑭～⑯について、外国政府等による信頼性に関わる指摘がされている場合には、その内容及びそれに対する考え。

②③ (3) 地方税法附則第15条第38項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資する保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制の確保の内容

②④ (4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施時期

②⑤ 6 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

②⑥ 7 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法
(単位：百万円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額							
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注6) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注7) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

8 期待する支援措置等

②⑦ (1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）		

(2) 支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する設備等 の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

②⑧

②③ 「3 特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請の対象となる見込みの有無」で「有」を選択した場合のみ、記載すること。（記載内容は次ページ参照。）

②④ 特定高度情報通信技術開発システムの開発供給の実施を予定している時期を3年以内で記載すること。

（例：2020年10月～2022年9月）

②⑤ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る実施体制（社内、社外の連携体制を含む。）について、製造責任者、設計担当者及び製造担当者等ごとにその人数を記載すること。

（例）

製造責任者（開発責任者）

1人

設計担当者 ○○人

製造担当者 ○○人

②⑥ <その他> 欄に金額を記載する場合は、<備考> 欄に政府関係金融機関・民間金融機関・自己資金以外の調達先名称及び金額の内訳を明記してください。また、本記載欄については、設備投資額その他、クラウド利用料やコンサルティング費用等の費用についても実施に必要な資金に含めて記載してください。

政府関係金融機関からの借入れに運転資金（クラウド利用料やコンサルティング費用等の費用を含む。）が含まれる場合は、運転資金であることが分かるように記載してください。また、共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。

【例】（Ａ社）（共同申請の場合には、事業者名を記載してください）

調達方法 費用		政府関係金融機関からの借入れ
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額		５０ ５０（運転資金）
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額	2020年度	２０ ３０（運転資金）
	2021年度	３０ ２０（運転資金）

㉗期待する支援措置等の全てに○をつけてください。また、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）及び株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）の両方を記載する場合には、㉖の「政府関係金融機関からの借入れ」において、いずれの支援措置を期待するのか分かるように明示してください。

なお、令和４年度については国民生活事業が措置されておりません。（中小企業事業については引き続きご利用いただけます。）

【例】

調達方法 費用		政府関係金融機関からの借入れ
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額		１００（ツーステップローン） ３０（低利融資） ２０（運転資金、低利融資）
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額	2020年度	７０（ツーステップローン） ３０（低利融資）
	2021年度	３０（ツーステップローン） ２０（運転資金、低利融資）

㉘㉗で支援措置を希望した場合、当該支援措置の対象とする設備について各欄を記載してください。

㉚記載内容（前ページ続き）

特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関し、申請者自身が日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携により保守及び管理を実施できる体制を確保していることについて説明してください。

【添付書類】

申請書の提出には、以下に記載する書類を添付して提出してください。

- 1－(1) 定款（これに準ずるものを含む。）の写し
- 1－(2) 登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
- 2－(1) 事業報告の写し又はこれに準ずるもの
- 2－(2) 貸借対照表又はこれに準ずるもの
- 2－(3) 損益計算書又はこれに準ずるもの
- 3 計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

(2) 認定開発供給計画の変更申請書

様式第六（第6条第2項関係）

認定開発供給計画の変更申請書

② 主務大臣 名 殿

① 年 月 日

③ 住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付で認定を受けた認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 開発供給計画認定番号

2. 変更事項

④ 3. 変更事項の内容

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 総務大臣及び経済産業大臣を連名で記載してください。

③ 申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。
代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載してください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

変更申請が必要な変更の例

- 特定高度情報通信技術活用システムの種別追加
- 事業概要の変更 など

(3) 認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

様式第五 (第6条第1項関係)

② 認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

① 年 月 日

③ 住所
名 称
代表者の氏名

主務大臣 名 殿

年 月 日付で認定を受けた認定開発供給計画について下記の通り軽微な変更を行ったので、第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 開発供給計画認定番号

2. 変更事項

④ 3. 変更事項の内容

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

①日付は申請書の提出日を記載してください。

②総務大臣及び経済産業大臣を連名で記載してください。

③申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。
代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載してください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

軽微な変更の例

○設備名称の変更

○代表者の変更、連絡先担当者の変更 など

軽微な変更に該当するか判断がつかない場合は、計画の認定を受けた事業所管省庁等にご確認ください。

(4) 認定開発供給計画の実施状況報告書

様式第十三 (第9条関係)

② 認定開発供給計画の実施状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた認定開発供給計画の実施状況を下記の通り報告します。

記

④ 1. 開発供給計画認定番号

⑤ 2. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標の達成状況

3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 総務大臣及び経済産業大臣を連名で記載してください。

③ 申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。
代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 認定申請書「4 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標」で記入いただいた目標について、その達成状況を記載してください。

⑤ 認定を受けた開発供給計画に基づいて、実施した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容について、具体的に記載してください。

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

様式第一 (第 4 条第 1 項関係)

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称

代表者名 (事業者が法人の場合)

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号

担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等)

2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給段階

開発段階 ・ 供給段階

3 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 附則第 15 条第 38 項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請の対象となる見込みの有無

有 ・ 無

4 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

5 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期

(1) 開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備等の詳細（一覧）

メーカー	種別（注1）	型番・型式	主な仕様等	通し番号

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国5Gシステムの開発供給を行う場合

ラジオユニットの電気通信設備、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備、セントラルユニットの電気通信設備、交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（ii）ローカル5Gシステムの開発供給を行う場合

特定基地局以外の基地局の無線設備、交換設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（注2）

（i）上記の記載については、今後、開発供給予定のシステムだけでなく、開発中のシステム及び既に開発が完了し供給を開始したシステムについても記載可能。

（ii）開発中のシステムであって、申請時に型番・型式が未定の場合は、型番・型式の欄は空欄とし、確定後遅滞なく、軽微な変更の届出書を提出すること。

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	開発供給を行うシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施（注3）	
	開発供給したシステムの導入事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制の整備	
	サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	
	所有関係及びガバナンスの透明性の確保	
	過去三年間の実績を含めた、国際的に受け入れられた基準の遵守（注4）	☐ 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない。
	外国の法的環境等による開発供給の適切性への影響	
供給安定性	サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画の整備	
	保守及び管理の方針の整備	
	事業継続計画の策定	
	システムの開発供給に係る国内関係法令の遵守（注5）	☐ システムの開発供給に係る国内関係法令（電波法「第三章 無線設備」に規定する技術基準等）を遵守する。
オープン性	マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性の確保	

（注3）サイバーセキュリティを確保するための規程を添付すること。

（注4）過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない場合は、□にレ印を付けること。

（注5）システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

(3) 地方税法附則第15条第38項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資する保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制の確保の内容

(4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施時期

6 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

7 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

調達方法 費用		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額							
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注6) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注7) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

8 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ソースステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）		

(2) 支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する設備等の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

添付書類目次

添付書類

1－(1)	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
1－(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2－(1)	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2－(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2－(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

参考 1. 各種様式

(2) 認定開発供給計画の変更申請書

様式第六 (第 6 条第 2 項関係)

認定開発供給計画の変更申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

参考 1. 各種様式

(3) 認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

様式第五 (第 6 条第 1 項関係)

認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定開発供給計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第 6 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

参考 1. 各種様式

(4) 認定開発供給計画の実施状況報告書

様式第十三 (第 9 条関係)

認定開発供給計画の実施状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定開発供給計画の実施状況を下記のとおりに報告します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標の達成状況
3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第三十一条において同じ。）を確保しつつ適切に行われるとともに特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定高度情報通信技術活用システム」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 情報通信の業務を一体的に行うよう構成された無線設備及び交換設備その他の主務省令で定める設備並びにこれらに係るプログラムの集合体であつて、政令で定める周波数の電波を使用することにより大量の情報を高速度で送受信することを可能とするものその他の高度な技術を活用した情報通信を実現するもの

二・三 （略）

- 2 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理（当該特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する設備、機器又は装置及びこれらに係るプログラムの集合体として主務省令で定めるものの開発又は提供及び維持管理を含む。）をいう。

- 3 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び特定高度情報通信技術活用システムの導入をいう。

4・5 （略）

(基本理念)

第三条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、特定高度情報通信技術活用システムが我が国における国民生活及び経済活動の基盤となることに鑑み、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関係する産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

2 （略）

(国の責務)

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進（特定半導体生産施設整備等の促進を含む。次条及び次章において同じ。）に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者は、第三条の基本理念にのっとり、国が実施する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項（次号ロに掲げるものを除く。）

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項（次号ハに掲げるものを除く。）

三 特定半導体生産施設整備等に関する次に掲げる事項

イ 特定半導体生産施設整備等の内容に関する事項

ロ 特定半導体生産施設整備等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定半導体生産施設整備等の促進に当たって配慮すべき事項

四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の調達の前滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十八条において「公庫」という。）及び第十五条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次章において同じ。）に協議するものとする。

5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定）

第七条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画（以下「特定

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

高度情報通信技術活用システム開発供給計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制
- 四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関し必要な事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

- 一 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の内容が指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの開発供給が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の概要を公表するものとする。

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定開発供給事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定開発供給事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定開発供給計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定開発供給計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定開発供給事業者に対して、当該認定開発供給計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第九条 特定高度情報通信技術活用システムの導入（認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムが含まれているものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

- 2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標
 - 二 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期
 - 三 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの導入に関し必要な事項
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。
- 一 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の内容が指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。
- 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画の概要を公表するものとする。
- (特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更等)
- 第十条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定導入事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 主務大臣は、認定導入事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの導入を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定導入事業者に対して、当該認定導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
- 5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第十一条・第十二条 (略)

第四章 認定開発供給計画等に係る支援措置

第一節 株式会社日本政策金融公庫法の特例

第十三条～第二十四条 (略)

第二節 中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例

第二十五条～第二十七条 (略)

第三節 削除

第二十八条 削除

第四節 (略)

第五章 雑則

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

第三十条～第三十三条 (略)

(主務大臣等)

第三十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 指針（第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る部分に限る。）及び当該特定高度情報通信技術活用システムに係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に関する事項 経済産業大臣及び総務大臣

二～四 (略)

- 五 指針（第六条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに開発供給等促進円滑化業務及び開発供給等促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

- 六 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する事項 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第二条第一項第一号の主務省令及び同条第二項の主務省令（同号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。） 経済産業大臣及び総務大臣の発する命令

二・三 (略)

(権限の委任)

第三十五条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第三十六条 (略)

第六章 罰則

第三十七条・第三十八条 (略)

附 則 (略)

参考 2. 関係法令抜粋

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令

(特定高度情報通信技術活用システムの要件)

第一条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（第四条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める周波数は、三千六百メガヘルツを超える周波数のうち、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）に割り当てられたもの及び当該特定基地局以外の無線局（同法第二条第五号に規定する無線局をいう。）であって当該特定基地局と同一の通信方式を用いる無線通信を行うものに割り当てられたものとする。

2～4 （略）

第二条～第七条 （略）

附 則 （略）

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(特定高度情報通信技術活用システムの設備)

第二条 法第二条第一項第一号の主務省令で定める設備は、次の各号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムのうち、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。以下同じ。）の無線設備を一部に用いて構成されるもの（以下「全国 5 G システム」という。）次のイからニまでに掲げる設備（ホからトまでに掲げる設備がある場合にあっては、イからニまでに掲げる設備と一体として運用される設備を含む。）

イ ラジオユニットの電気通信設備

ロ ディストリビューテッドユニットの電気通信設備

ハ セントラルユニットの電気通信設備

ニ 交換設備

ホ アンテナ（イに掲げる設備と機能上直結していないものに限る。）

ヘ 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

ト 鉄塔、電源設備その他の附属設備

二 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムのうち、特定基地局以外の無線局（電波法第二条第五号に規定する無線局をいう。）であって特定基地局と同一の通信方式を用いる無線通信を行うものの無線設備を一部に用いて構成されるもの（以下「ローカル 5 G システム」という。） 次のイ及びロに掲げる設備（ハからヘまでに掲げる設備がある場合にあっては、イ及びロに掲げる設備と一体として運用される設備を含む。）

イ 特定基地局以外の基地局（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第六号に規定する基地局をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）の無線設備

ロ 交換設備

ハ 自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（ローカル 5 G システムの制御信号の送受信のために用いられるものに限る。）をいう。次条第二号ハにおいて同じ。）の基地局の無線設備

ニ 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

ホ 陸上移動局（電波法施行規則第四条第一項第十二号に規定する陸上移動局をいう。次条第二号

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

ホにおいて同じ。)の無線設備及び当該無線設備と接続され、生産、販売その他の事業活動の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品

ヘ 鉄塔、電源設備その他の附属設備

(特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する集合体)

第三条 法第二条第二項の主務省令で定める集合体（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに限る。）は、次の各号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 全国 5 G システム 次に掲げるもの又はこれらの組合せ

イ ラジオユニットの電気通信設備

ロ ディストリビューテッドユニットの電気通信設備

ハ セントラルユニットの電気通信設備

ニ 交換設備

二 ローカル 5 G システム 次に掲げるもの又はこれらの組合せ

イ 特定基地局以外の基地局の無線設備

ロ 交換設備

ハ 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備

ニ 伝送路設備（光ファイバを用いたものであって、専らイ又はハ及びロの間の情報通信を行うためのものに限る。）

ホ 陸上移動局の無線設備

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定の申請)

第四条 法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 主務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が法第七条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 二の主務大臣に第一項の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定)

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

第五条 主務大臣は、法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 認定の日付
- 二 開発供給計画認定番号
- 三 認定開発供給事業者の名称
- 四 認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第六条 認定開発供給計画（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第八条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定開発供給事業者は、遅滞なく、様式第五によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 法第八条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更の認定を受けようとする認定開発供給事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第六による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

3 二の主務大臣に変更申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該変更申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第二項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定開発供給計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第七による認定書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第九により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の開発供給計画認定番号
- 三 認定開発供給事業者の名称
- 四 変更後の認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更の指示)

第七条 主務大臣は、法第八条第三項の規定により認定開発供給計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認定開発供給事業者に交付するものとする。

(認定開発供給計画の認定の取消し)

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

第八条 主務大臣は、法第八条第二項又は第三項の規定により認定開発供給計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定開発供給事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定開発供給計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、その認定を取り消された日付、開発供給計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第九条 認定開発供給事業者は、主務大臣の求めに応じて、認定開発供給計画の実施状況を、様式第十三により主務大臣に報告しなければならない。

附 則 (略)

参考 2. 関係法令抜粋

(4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

(4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

この指針は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針を定めるものである。なお、この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義

情報通信技術の分野における技術革新が急速に進展する中、特定高度情報通信技術活用システムは、これからの社会の重要な基盤となることが見込まれる。当該システムについて、サイバーセキュリティを確保しつつ、安全・安心かつ早期の普及を図ることは、我が国における産業基盤の整備に加え、地方創生及び地域の課題解決の観点からも重要であり、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のために、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を促進することが必要である。また、国際的な取組との整合性も図りつつ、こうした措置の実施による安全・安心な特定高度情報通信技術活用システムの普及を進めることは、我が国の安全保障にも寄与するものである。

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の基本的な方向

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、当該システムの安全性・信頼性及び相互接続性・相互運用性を確保しつつ、当該システムが安定的に供給されることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

第二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する事項

第一に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する事項を定める。

一 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システム（以下「一号システム」という。）の開発供給の内容

一号システムの開発供給の内容は、次の 1 から 3 までのいずれにも該当するものとする。

1 開発供給を行う一号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当すること。

(1) 開発供給を行う事業者において、サイバーセキュリティを確保するための規程を策定した上で、開発供給を行う一号システムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価を行い、適切な対策が講じられていること。

(2) 開発供給を行う事業者において、開発供給した一号システムの導入を行う事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制が整備されていること。

(3) 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）」並びに「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成三十一年総務省告示第二十四号）」及び「ローカル 5G 導入に関するガイドライン（令和元年十二月総務省策定）」等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリ

参考 2. 関係法令抜粋

(4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

ティ対策が講じられていること。

- (4) 国際的な取組（プラハ5Gセキュリティ会議等）の考え方にに基づき、開発供給を行う事業者の信頼性を確保するため、次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 開発供給を行う事業者の所有関係及びガバナンスの透明性が確保されていること。

ロ 開発供給を行う事業者が、過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していないこと。

ハ 外国の法的環境等により開発供給の適切性が影響を受けるものでないこと。

- 2 開発供給を行う一号システムについて、O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様に準拠するなど、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていること。

- 3 開発供給を行う一号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

- (1) 開発供給を行う一号システムについて、サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画並びに保守及び管理の方針が整備されていること。

- (2) 一号システムの開発供給に係る事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。

- (3) 一号システムを安定的に供給するため、当該システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守すること。

二 (略)

三 一号システムの導入の内容

一号システムの導入の内容は、次の1から4までのいずれにも該当するものとする。

- 1 導入を行う一号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

- (1) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、一号システム導入計画に係る事業を所管する省庁に対し、速やかに報告を行うための体制が整備されていること。

- (2) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制が整備されていること。

- (3) 全国5Gシステムにあっては、「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」の認定を受けて「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針」に留意し、ローカル5Gシステムにあっては、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に留意し、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策が講じられていること。

- 2 導入を行う一号システムについて、O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様に準拠するなど、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていること。

- 3 導入を行う一号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 我が国における安定的な一号システムの導入を確保するため、当該システム導入に係る国内関係法令を遵守すること。

- (2) 保守及び管理を適切に行うために必要な方針等が整備されていることを確認すること。

- 4 導入を行う一号システムを構成する無線設備、交換設備及び伝送路設備（交換設備及び伝送路

参考 2. 関係法令抜粋

(4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

設備については、ローカル 5 G システムに限る。) が、一号システム開発供給計画の認定を受けたものであること。

四～九 (略)

第三～第五 (略)